

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係雑件（沖縄返還） 16

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43792">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43792</a>

心  
文  
書  
引  
地

秘密表示 (朱印)

部数指示	発信用	執務用	備考
信	2	2	
付属空便行			
昭和46年12月20日			
発送日	昭和46年12月20日	発信	検査
処理日		タイプ	

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 案 第 296 号 公 信 昭和 昭和46年12月17日 日 付

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長

主 管 アメリカ局長 参 事 官 北米才一課長

起案者 有地 電話番号 2465

協議先 条約課長 法規課長 安全保障課長

受信者 在沖縄 高瀬大使 発信者 福田外相大臣

写送付先 在米大使 (別添者略) (希望発送日)

件 名 施政取返還に際し米側より引継ぎを要する公文書

GA-2 17 外務省 3213

同日下総府に於りて身作成中 (品一不鮮明及び資料膨大のため)

米北1第296号 昭和46年12月17日

沖縄復帰準備委員会 日本国政府代表 殿

外 務 大 臣

(件名) 施政取返還に際し米側より引継ぎを要する公文書

引用公・電信 日付・番号

標記の件について、従来国内的に  
 以 総府府沖縄・北方対策庁を通じて  
 (各省庁の要望を取り纏めると共に、  
 米側に計し具体的な話合いを行つた  
 等の準備作業を進められた)を要請し

※ 付属添付  付属空便 (行)  付属空便 (DP)  付属船便 (貨)  付属船便 (郵)

さいとに、12月9日在京米大使館  
 江ミツヲ書記官より、上記作業を遂  
 めた結果、政政府裁判所、琉球  
 財産管理官、及び土地裁判所の  
 公文書の原本につき一応整理を  
 了した。之等文書の引続きについで  
 諸合に入る用意がある連絡越した。  
 かつ、各方より上記以外の公文書  
 についても引き続き要あるものがある  
 と認められる旨述べ、その旨も含  
 め、本件に關し米領事館準備委員会  
 には、米領と協議に入ることとしたい  
 旨述べた。  
 ついで、(米)領事官から引き続き  
 希望する公文書につき、沖縄・北方領事官

から取り纏めた資料を別添送付した  
 につき、上記資料参照の上、沖縄  
 事務局とも協議しつつ、公文書引続き  
 の業務を促進ありと、米領との協  
 議概りにつき他時報告ありたい。  
  
 転送付は 米 (別添略)

写

米北 | 第 296 号

昭和 46 年 12 月 17 日

沖縄復帰準備委員会  
日本国政府代表 殿

外務大臣

(件名)  
施政权返還に際し米側より引継ぎ  
を受けるべき公文書

引用公・電信  
日付・番号

標記の件については、従来国内的に  
は総理府沖縄・北方対策庁を通じて  
関係省庁の意見をとり纏めると共に、  
米側に対し具体的な話合いを行って  
その準備作業を進めようとする旨を

※ 付属添付  付属添便 (行)  付属添便 (DP)  付属添便 (代)  付属添便 (郵)

GA-2-1

外務省

2  
おとし。 12月9日 在京米大使館

江ミツツ書記官より、上記作業を遂

ねた結果、民政府裁判所、琉球

財産管理局、及び土地裁判所の

公文書の原本につき一応整理を

了した旨、之等文書の引継ぎについて

話合いに入る用意がある旨連絡致した。

かつ、当面より上記以外の公文書

についても引継ぎの要があるものがある

と認められる旨述べ、その旨も含

め、本件に關しては復帰準備委員会

に於いて米側と協議に入ることをしめしめ

旨述べた。

ついで、関係省庁から引継ぎを

希望する公文書については、沖縄・北方対策庁

GA-4

外務省

加取の経費の資料を別添送付す  
 につき、上記資料参照の上、中環  
 事務局とも協議し、公文書引継ぎ  
 の事項を（足道あり）米側との協  
 議概りにつき他は報告ありぬ。  
  
 郵送送付 米（別添略）

秘  
 無期限

条約課長

アメリカ局長

参事官

北米第一部長

文書引継ぎの事務

カ

46.12.21  
米北

1. 2日大蔵省国有総括管理官

北米北米側へ対し、現在琉球既産

管理官が管理している既産には、国有

地のほか旧NHKの既産、旧気象庁の既産

等があるが、右の管理文書等の引継ぎは

準備書が窓口となり然るに我園に取

継ぎはることは存在するか申知たい旨照会

致した。

有加  
地

- 
- 
- 
- 
- 
- 
-

2. 当方側、文書の引継ぎについては、今週中  
にも、神鏡において本側と協定すること  
としており、米側が引継ぎのスケジュール  
をどの程度に考えているかを把握した上で  
進め、国保者と協定したものと存して  
[[2]と] 了する旨を答えておいた。

4月2日

✓ 法務省刑事局吉田多幸官との  
やりとり (裁判記録の引継ぎ)

47.4.21.  
米北(佐藤)

1. (吉田) 裁判記録の引継ぎは、民政府裁判  
所の記録引継ぎと同意しているが、国  
令で清和条約以降のものも引継ぎすべき  
との意向(佐藤不静子)があり、その意向で済ませたい  
と答えている記録があるので、そのようにしているか。  
ア他はスキャンして直接の担当で済ませたい  
との意向も引継ぎの段階で取り決めておくべきかと

T=0

長政府裁判所の出来事(1)の向うは

2. (佐) 当然に引継ぐ対象に含め=2(注)

難(交渉の呈請に徴)と見ゆが、お中

越の趣旨は米側へ伝へる。

秘  
無期限

アメリカ局長

参事官

北米第一課

条約課長

5/17 21

米国の政府裁判所の

裁判記録第315巻1002

42.5-13

米北1

1. 本件につき 経省省口、平和条約発効後

の 政府裁判所の民事、刑事の事案の  
最終裁判及び復帰の日現在同裁判

所に 経信上42-22777 裁判所、  
記録(含証拠物件)を返す復帰

手配は 中の方へ 引継ぐことと要請して  
ス、ニハにスル。米側には 上記記録

の オリジナルは、日本側から送る



作成した米規則に提供することを条件に

日本側に移管する用意がある旨、感服  
を示した。

2. 上記(1)の5 経済省は 5月6日  
トーキング・パートナーに  
至り交渉の  
(交渉後の経過)

過程において、本件記録の  
日本側の負担に ~~対して~~ 作成  
(5月)

と、要請が米側から寄せられたことは  
既に、同省としてその予算措置を  
送った

請じたいと(2)米規則案に  
対して3回 難色を示した。

(その後)  
3. 種々の米規則と協議の結果、在京米大  
江ミツツは 5月9日に至り、(1) 米規則

は 平和条約発効以来の 1次 米規則

・ 裁判官の記録の作成を 復讐前

に日本側に 312渡す、(0) 他方  
経済省は 既に同省が作成して  
(部分的に)

上記(1)、裁判官の記録を  
米規則に 譲り渡す、(1) 上記(0)

(内訳)  
に合計4万 裁判記録に  
復讐後 米規則が 具体的に 要請

すれば その中で 日本側の 所要の  
便宜を 提供す、(2) 上記

(1) に合計4万 作成分を 費を  
日本側が 負担すから 問題

に712日 復讐後 更に 2回 協議  
す、この 4万 分の 1に 送る

措置 対して 合意し、早速 報告



DRAFT

May 15, 1972

Dear Mr. Yoshino:

I should like to inform you that the Government of the United States of America has transferred <sup>upon reversion of Okinawa</sup> to the Government of Japan the judicial records and <sup>evidential</sup> ~~evidentiary~~ materials related to the final judgments rendered by any USCAR Courts in civil and criminal cases after entry into force of the Peace Treaty with Japan and to the civil and criminal cases pending at any USCAR Courts as of the date of entry into force of the Agreement between Japan and the United States of America concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands.

Sincerely,

(後記)

私は、アメリカ合衆国政府、日本国と平和条約発効後の琉球列島米国民政府裁判所が行った民事及び刑事に關する最終裁判及び琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間協定の効力発生の日現在同裁判所に係属した事となる

裁判に關する記録の日本国政府への引継  
手続後帰還の際  
手続了したことを貴下に通報致したものと

思っています。



EMBASSY OF THE  
UNITED STATES OF AMERICA  
Tokyo, Japan

条約課長 5/15

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長  
A.

May 15, 1972

Dear Mr. Yoshino:

I should like to inform you that the Government of the United States of America has transferred upon reversion of Okinawa to the Government of Japan the judicial records and evidential materials related to the final judgments rendered by any USCAR court in civil and criminal cases after entry into force of the Peace Treaty with Japan and the civil and criminal cases pending at any USCAR court as of the date of entry into force of the Agreement between Japan and the United States of America concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands.

Sincerely,

Richard L. Sneider  
Minister

Mr. Bunroku Yoshino,  
Director-General,  
American Affairs Bureau,  
Ministry of Foreign Affairs.

XE

昭47.7.17

17日午後、本件につき政務官  
刊ニヤーマン事務官に電話にて  
習得した。3、先方(西日中)  
現在沖繩に照会中なり  
に返事す子答へた。

4

(XE)

○ 本件(6月) (深田 謙長 刊) 在京米大ニヤーマン事務官に  
○ L入心(TEL)にて3、同事務官は  
○ 早速 ~~本口及口~~ cable に入心  
善知す子答約して。

木塚 刊

○ 同日、三務省の共同事務官に  
○ 上記次第に連絡し取調を完了した。

○  
○

4

秘  
無期限

アメリカ局長  
参事官  
遊説部

裁判記録の引継ぎに關する 加藤事務官

申し入書 (X E)  
案

昭47.6.29  
米北1 (大塚)

1. USCAR Courts に于て最終裁判 (final judgements) 及び復帰の日現在同 Courts に係属するに於ける裁判関係の記録 (judicial records) に關しては、日本政府

transfer が予定されることと存するに於て、本日現在 (1) オリジナルは、  
(2) 米北1の返答に於ては、日本の11月4日、11月4日の返答に於ては、SEAC 32 からの米北1、SEAC 32 からの米北1の了解がある。

米北1の transfer に關する local arrangement が行われる  
が、~~米北1に於ける~~ 遺骸の事については、

本年5月15日付のステート公使館吉野局長より

書簡の次第にもおなじく、早急に裁判記録が

日本側に transfer されることを希望する。  
(存物)

2. 読務者は次の様な理由で裁判記録を

GA-6

外務省

4591

至急中要として。 (12月15日)

(~~case~~ pending case)

(1) 係属案件の処理のため。

(2) 沖縄恩赦の対象を検討するため。  
(Cannery)  
個別

(3) 今後、再審申請 (retrial application) が  
ある場合は、直ちに在りておるに於て。

(参考) USCAR courts に于て judgements に係り

裁判記録等は、日本側には引継ぎを希望した

が、米側の強い要望を入れ、引継ぎのことは

現在の経緯がある。

GA-6

外務省

3. 経路省と1210, オリジナルの transfer

247=236

(1) 米1211に対し、immediate access を  
保証する、

(2) コピー作成に付いての米1211との話し合いは  
1111に2222を添付する用意がある、

(3) 米1211が「7112の記録のコピー」とい  
う巨大なものを1210に付く、「2424の第11の

合理的な範囲内を

記録のコピー」といふ凡に specifically  
に case をあげてくる時、経路省の

負担をその都度コピーを作成して  
やること、

と可と言っている。2410 経路省 (コピー  
作成のための予算措置は講じていない)  
の1211の線がある。